

「成田市制施行70周年記念誌」制作業務委託

プロポーザル募集要項

1. 事業概要

(1) 事業名称

「成田市制施行70周年記念誌」制作業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書の通り。なお、受託者は市の制作意図を十分に理解し、市との連携を図りながら業務の遂行に努めるものとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年10月25日まで

(4) 提案限度額

2,200,000円（消費税を含む）。ただし、この金額は契約額や予定額を示すものではなく、事業の最大規模を示すための提案上限額であることに留意すること。

2. プロポーザル参加資格要件

本委託業務の入札に参加する者に必要な資格は、次の通りである。

- (1) 本委託業務の公告の日から契約の日までの令和6・7年度成田市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に「委託」部門または「物品」部門として登載されている者
- (2) 本委託業務の公告の日から契約の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による入札参加除外を受けていない者
- (3) 本プロポーザルに参加を希望する者は、地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ①手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本委託業務の開札日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
 - ②会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ③民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

3. 手続き

3-1. スケジュール

- | | | |
|------------------|------|----------|
| (1) 公募開始 | 令和6年 | 6月11日(火) |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和6年 | 6月14日(金) |
| (3) 質問書に対する回答期限 | 令和6年 | 6月18日(火) |
| (4) 参加表明書などの提出期限 | 令和6年 | 6月21日(金) |
| (5) 企画提案書などの提出期限 | 令和6年 | 6月26日(水) |
| (6) プレゼンテーション開催日 | 令和6年 | 7月 2日(火) |
| (7) 選考結果の通知 | 令和6年 | 7月中旬 |
| (8) 契約締結 | 令和6年 | 7月下旬 |

ただし、事務上の都合により日程を変更できるものとする。

3-2. 質問及び回答

- (1) 質問書の提出期限
令和6年6月14日(金) 午後5時15分(必着)
- (2) 提出方法
質問書(第1号様式)によりEメール(koho@city.narita.chiba.jp)で行うこと。電話等による口頭での問い合わせには対応しない。
- (3) 質問書に対する回答期限と回答方法
令和6年6月18日(火)に成田市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page0104_00023.html)へ回答を掲載する。

3-3. 参加表明書などの提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、あらかじめ参加表明を行うものとする。

- (1) 提出期限
令和6年6月21日(金) 午後5時15分(必着)
- (2) 提出場所
成田市企画政策部広報課 担当: 日高・齋藤
(成田市役所 本庁舎3階)
〒286-8585 成田市花崎町760
- (3) 提出方法
持参または郵送とする。なお、郵送の場合は未着・遅延等が発生した際、理由の如何を問わず本市は責任を負わない。
- (4) 提出書類
 - ・プロポーザル参加表明書(第2号様式) 1部
 - ・法人の概要(第3号様式) 1部

3-4. 企画提案書などの提出

(1) 提出期限

令和6年6月26日(水) 午後5時15分(必着)

(2) 提出場所

成田市企画政策部広報課 担当: 日高・齋藤

(成田市役所 本庁舎3階)

〒286-8585 成田市花崎町760

(3) 提出方法

持参または郵送とする。なお、郵送の場合は未着・遅延等が発生した際、理由の如何を問わず本市は責任を負わない。

(4) 提出書類(5部)

用紙の規格はA4判(縦位置)に統一し、以下のものを各5部提出すること。

①企画提案書およびカンパ

- ・デザイン・レイアウト方針、構成、仕様などが明確に分かるもの
- ・独自の編集とその特徴を明記すること
- ・その他提案事項を含めること

※企画提案書およびカンパは1案のみ。カンパは、表紙と4ページ分の紙面とし、紙面の内容は任意とする。

②工程表

写真撮影、写真撮影・取材・文章作成、デザイン・レイアウト、校正、印刷・製本、納品まで全ての工程

③業務経歴書

類似物件の実績及び本市または本市近隣自治体における実績と見本

④制作従事者経歴書

ディレクター、デザイナー、イラストレーター、カメラマンなどの主な従事者の経歴(本業務を担当し、当市との編集会議に出席できるスタッフを選任し、明記すること)

⑤見積書

事業者の所在地・商号又は名称・代表者肩書き・氏名・代表者印を記名押印すること。合計額には消費税を含め、内訳に消費税を記載すること。

4. 事業者の選定

(1) 審査方法

- ・審査は1次審査と2次審査とし、「成田市制施行70周年記念誌」制作業務委託に係る公募型プロポーザル選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)」が行う。ただし、1次審査は審査委員会の意見を聞き、事務局(広報課)において審査することができる。
- ・評価基準の各項目について事業者を評価し、評価点数の最も高い事業者を優先交渉権者とする。上位者の合計点数が同点となった場合は、原則として提案金

額の安価な事業者を優先交渉権者とする。

- ・提案事業者が1 者の場合でも審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6 割以上であるときは、当該事業者を優先交渉権者として確定する。6 割に満たない場合、または提案事業者がいない場合には、再度公募を実施する。

(2) 1 次審査

1 次審査は書類審査とし、提出された企画提案書などの書類を基に評価を行う。参加者が6 者以上のときは、第2 次審査に進出する5 者を選定する。ただし、参加者が5 者以内のときは第1 次審査を実施せず、全参加者を第2 次審査に進出させることとする。

(3) 2 次審査

2 次審査は令和6 年7 月2 日（火）にプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは、1 者につき3 0 分（提案2 0 分・質疑1 0 分）とし、出席者は3 人以内とする。また、内容は提出した企画提案書などを基本とする。開催時間などの詳細は第1 次審査後に、E メールで通知をする。

なお、使用する機材などは全て提案者が用意する。ただし、プロジェクター（接続端子はHDMI）およびスクリーンは本市が用意する。

(4) 評価基準

次の5 つの観点から総合的に評価し、最も評価の高い業者を選定する。また、評価基準の項目および配点（1 0 0 点満点／委員）は次の通りとする。

①信頼性・実績	1 0 点
②業務遂行能力	2 0 点
③業務の理解度	1 0 点
④提案内容の妥当性	5 0 点
⑤見積額	1 0 点

(5) 選定結果通知

- ・選定結果は、全参加者へ通知するものとする。
- ・審査及び選定結果に係る問合せには応じない
- ・応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない

(6) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ・企画提案書などの提出期限に遅れた者
- ・提出書類に虚偽の記載をした者
- ・見積書が指定した金額を超えている者
- ・審査員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接的または間接的に求めた者
- ・プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった者

5. その他

- (1) 書類提出後の追加および修正は、一切認めない。また、提出された書類は返却しない。
- (2) 提出書類の作成にかかる費用については、提案者の負担とする。
- (3) プロポーザルは事業者の選定を目的に行うものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (4) 提出された企画提案書などは、本事業の選定以外に無断で使用しない。ただし、公平性、透明性を期すために「成田市情報公開条例」などの関連規定に基づき公開することがある。